

第三者評価結果の公表事項(児童自立支援施設)

①第三者評価機関名

一般社団法人京都社会福祉士会

②施設の情報

名称：京都府立淇陽学校	種別：児童自立支援施設
代表者氏名：白敷 宗雄	定員（利用人数）：55名
所在地：南丹市園部町栄町3号71	
TEL：0771-62-0062	ホームページ： http://www.pref.kyoto.jp/kiyo/index.html

③理念・基本方針

入所児童の最善の利益の確保など権利擁護を基本として、ひとりひとりのニーズに応じたきめ細やかな支援を実施することにより、児童の心身ともに健全な成長と自立を促進する。

④施設の特徴的な取組

淇陽学校は大正2年設立の京都府が設置する児童自立支援施設です。原則夫婦小舎制で、生活指導を要する子どもたちに家庭的な環境の中、自立の為生活支援や教育を実施しています。敷地は自然に囲まれ、田畑、茶畑、栗林等の作業をしたり、陶芸やマラソン、水泳などの活動を取り入れ、出来るだけ子どもたちの希望を取り入れた支援を行っています。平成26年より学校教育を導入した事もあり、生活を支える部分の充実が図られています。また、困難事例が発生した際には、寮会議で意見を出し合い、職員一人が抱え込まず、学校全体で支え合い、支援の質向上を目指す体制を取っております。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成29年9月21日（契約日）～ 平成30年3月5日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	1回（平成26年度）

⑥総評

◇特に評価が高い点
○夫婦小舎制で寮長・寮母が両親となり、寮内の小集団で調理や様々な取り組みを通じてお互いを助け合ったり励ましあったりして、欠点ばかりに目を向けずにその子どもの良さや潜在的な可能性を見つけ、育み支援しているところを食事やア

ンケート、面接の場面で伺い知る事が出来ました。

- 子ども自身が毎学期の初めに寮での目標・個人の目標や専門部での目標をそれぞれ設定し、「生徒会全体集会」で発表しています。この「生徒会全体集会」で発表する事で、自分自身の課題・目標が明確となり、より自主的・主体的に取り組んでいます。目標課題を毎学期の初めに設定し、この実行の成果を学期の終わりに毎学期の終わりに振り返りとして発表する事で、より一層、生活改善への取り組みが明確になり、それと共に、達成感を得る事で自立する力をより引き出すような活動をされています。
- 国が定める基幹的職員を平成 29 年度から配置し、「近畿児童自立支援施設心理職連絡会」にも参加しています。職員一人ひとりが問題を抱え込まないように、いつでも相談出来る体制にしてスーパーバイザーとしての役割を果たしています。更に、学校全体としても、毎週 1 回支援課合同会議等で職員一人ひとりの想いを共有し、支援の質の向上に取り組んでいます。平成 26 年より学校教育が導入した事で子どもたちへの支援に少しゆとりが出来、前回の調査時より、支援の質向上に取り組んでおられると感じます。

◇改善が求められる点

- 淇陽学校独自の中・長期計画を策定していないとの事でしたが、中長期計画を柱に単年度計画を定めた方が淇陽学校の進むべき方向が明らかとなるのではないのでしょうか。
- 子どもの権利擁護について、利用者（子どもと保護者等）に周知している事が、入所見学時の児童相談所との共同面接時の記録から確認出来ました。子どもや保護者等の意見を随時聴き取る中で、施設全体で人権意識の向上に向けた取り組みを行っていますが、プライバシー保護についての規程や、マニュアルを作成していません。全般的にマニュアルの策定がなされておらず更新も不確かな物があります。現場職員も交えて実用的なマニュアルの作成を検討していかがでしょうか。

⑦第三者評価結果に対する施設のコメント

評価を受けた項目について、それぞれの職域で検討し、さらに質の高いものへと改善していきたいと考えています。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（児童自立支援施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 41 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<コメント> 理念・基本方針は毎年事業計画やホームページに掲載し、職員に対しては年度初めの全体会議で事業計画を配布し周知しています。子どもたちに対しても、利用開始時に「淇陽で生活する君たちへ」を用いて説明しています。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<コメント> 児童相談所と緊密に連携し情報を得ると共に、社会的養護について京都府自立支援施設連絡協議会にも年 5~6 回参加し情報を得ています。定期的に京都府本庁に、コストや人材育成、職員体制等について報告しています。		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
<コメント> 経営状況や経営課題については定期的に京都府本庁へ報告しています。職員間については毎週水曜日の職員全体会議で各寮での支援を共有し、改善に繋げています。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c
<コメント> 淇陽学校独自の中長期計画は策定していません。		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c
<コメント> 独自の中長期計画を策定していないため、中長期計画を踏まえた単年度計画はありません。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
<コメント> 事業計画は期中期末に計画の実施状況の把握や、見直しを職員全体会議等で評価・見直しを行っています。次年度の事業計画の策定の際には、毎週実施している職員全体会議で職員の意見を集約し、計画に反映しています。全職員が確認した上で実施しています。		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a
<コメント> 事業計画の主な内容については、子どもや保護者に児童相談所を交えて、入所時に説明しています。説明する際は「淇陽学校で生活する君たちに」や「淇陽学校で生活するあなたに」を活用し、支援に関する事、施設の設備、決まり事を踏まえ、分かり易く理解が得られるようにしています。		

I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<コメント> 日常的な支援の向上を目指し、毎週の全体会議の中で指導課合同会議を持ち、個別のケースを基に支援内容を評価し改善に繋げています。また、毎年第三者評価の評価シートを用い、全職員で自己評価を実施し、質の向上を目指しています。		

9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
<p><コメント></p> <p>自己評価での結果を全体会議で明らかにし、職員参加のもと改善策を検討しています。寮毎に支援の質にバラつきが出ないように、支援困難な寮に対しては職員を通常より厚くし対応する等必要に応じて対応を協議し実行しています。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<p><コメント></p> <p>校長は年度初めに事業計画で学校の方針について表明し、職務分掌についても「全国職員名簿」で明文化していますが不十分です。生徒達には生徒会新聞部が作成している月刊誌に校長が役割や学校の進むべき方向等を表明しています。緊急時の連絡体制についても明確化しています。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>校長は全国や近畿の施設長会議等に参加し、遵守すべき法令を理解しています。職員に対しても、寮長会議で学習権に関する事や、いじめ、虐待等についての研修を行っています。</p>		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 支援の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <p>校長は、毎週行っている寮長会議に参加し、寮舎での生活指導を確認したり、必要に応じ日課の見直し等を行い、支援の質の向上に努めています。又、全国、近畿施設長会議に出席したり、施設長研修等を受講し、積極的に自己研鑽に励み、専門性の向上に努めています。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <p>校長は業務の実効性の向上に向け人員配置や職場環境を分析し、京都府本庁へ報告し、必要な人材や環境等の改善を図るように取り組んでいます。毎週水曜日に行っている全体会議に参加し、職員からの意見を聴取し、環境改善等に繋げています。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<p><コメント></p> <p>施設に特有の福祉人材の確保・育成・人事管理は本庁が行っています。校長は必要な人員体制、運営体制を報告し、非常勤の心理職や、調理師等積極的に配置し、人員体制の充実に取り組んでいます。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>「京都府人事考課システム」に基づき、自己評価後に一次(校長)、二次(本庁)で行っています。期待する職員像の一つに、全員が有資格者(児童自立支援専門員、児童生活支援員)である事と、施設特有ではありますが、家庭的な環境で生徒達に生活してもらうために夫婦小舎制をとっています。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>京都府職員である施設職員の労働環境については、産業医と教職員組合が関与しています。年2回ストレスチェックや個人面談があり、総合的な福利厚生「地方共済」等もあります。教職員組合が、学校が提出する月次の「職員就業状況等報告書」に基づいて、改善策を検討し、年1回の本庁と交渉しています。毎年11月に校長が次年度の組織体制について、本庁とのヒアリングで解決策を検討しています。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>年2回、校長との面談で定めた職員一人ひとりの目標について、その進捗状況を把握し、達成度を確認しています。</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<p><コメント></p> <p>全職員一人ひとりに対して、専門的役割に応じた知識や技術を明確にし、階層別に初任者、3年、5年、7年ごとに全国職員研修の受講等、教育・研修カリキュラムを実施しています。</p>		

19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
<p><コメント></p> <p>支援のニーズの複雑さや困難さが増す中で、職員一人ひとりに援助者としての専門性を高める教育・研修を行っています。職員の経験や習熟度に応じたアドバイスをケース会議・指導者会議・全体会議で個別に行っています。外部研修の情報を公開し、参加希望者には可能な限り受講を勧奨しています。</p>		
II-2-(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	c
<p><コメント></p> <p>実習生を積極的に受け入れる姿勢を持ち、協力は社会的責務であると認識していますが、専門職の教育・育成に関する体制、受け入れマニュアル等の作成、指導者に対する研修の実施等の体制を整備していません。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>運営の透明性を確保するため、行事实施報告書や第三者評価の受審結果等の情報をホームページで公開しています。京都府庁、南丹市、児童相談所、中学校、近隣の後援会組織「あすなる会」等に向けて、施設の情報を学校生徒会新聞部発行の広報誌や、施設の広報誌「杉の子」等で、プライバシーに配慮した上で情報を公開しています。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>施設の経理・財務管理等を整備し、事務・経理・取引等を公正かつ適切に行っています。毎月、規程に基づいて会計報告を本庁に行い、また、定期的に内部と外部の監査（京都監査委員事務局・第三者委員）を受け、専門家から助言を得ています。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>地域住民と協働で溝掃除、草引き等を行っています。又、地域の夏祭りでは、子どもが太鼓演奏を披露しています。住民の要望による樹木の伐採で、地域と良好な関係を保っていますが、地域との関わりを深める方法について、基本的な考え方を文書化していません。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
<p><コメント></p> <p>基本姿勢を明記した「ボランティア受け入れマニュアル」を作成し、受け入れ担当者を中心に職員全体会議でボランティアの活動の内容を企画し、実行しています。今年度は月1回の学習ボランティアBBSによる学習指導や、保護司の会と共同で草引き等を行っています。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p><コメント></p> <p>利用する子どもにより良い支援を行うため、積極的に地域の関係機関と良好な関係を保つ事に努めています。児童相談所や出身中学校、家庭支援総合センター、子ども家庭センター等の地域の社会資源のリストや資料を作成しています。11月は進路指導に向けて、出身中学校の関係者を交えた親子面談を行い、ケース記録に記しています。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 施設が有する機能を地域に還元している。	b
<p><コメント></p> <p>地域の社会福祉の向上に向けて、地域行事の溝掃除や野本池水利組合との草引き、夏祭りでの太鼓演奏等を行っています。しかし、積極的に地域の福祉ニーズを把握したり、地域の関係機関と地域貢献に繋がるような活動は行っていません。</p>		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	c
<p><コメント></p> <p>公益的な事業・活動は行っていません。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>基本理念及び基本方針、運営方針に子どもを尊重した支援の実施に関する基本姿勢を明示し、職員に子どもの尊重や基本的人権等への配慮について研修・教育研修を行っています。専門的知識(法律)を持つ第三者委員が定期的に子ども一人ひとりと面談を行い、施設に子どもの意見や要望を伝えています。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した支援提供が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>子どもの権利擁護について、利用者(子どもと保護者等)に周知している事が、入所見学時の児童相談所との共同面接時の記録から確認出来ました。子どもや保護者等の意見を随時聴き取る中で、施設全体で人権意識の向上に向けた取り組みを行っていますが、プライバシー保護についての規程やマニュアルを作成していません。</p>		
Ⅲ-1-(2) 支援の提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して支援選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p><コメント></p> <p>日誌に、入所見学時に児童相談所と共同で行った面接の様子を記録しています。入所見学時の面談記録と、入所面接時に聴取した子どもと保護者の意見・要望を共同生活プランに反映させています。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
<p><コメント></p> <p>児童は家庭裁判所からの措置入所であるため、意思決定が困難な子どもや保護者への配慮等に関するルールや適正な説明、運用に関する計画は、施設での支援開始前に家庭裁判所や児童相談所が行っています。施設での支援開始の前に、家庭裁判所や児童相談所が権利擁護の精神に則った保護者宛の文書等を用意し、保護者への説明と同意を得る仕組みとなっているため、意思決定が困難な子どもや保護者等への配慮についてルール化までには至っていません。</p>		

32	Ⅲ-1-(2)-③ 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>子どもが退所後に相談出来るよう窓口は設置していますが、他の施設や地域・家庭へ移行する際に使用する、支援の継続性を配慮した手順や引継ぎ文書、退所後の相談方法や担当者を明記した文書等を作成していません。</p>		
Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>第三者委員(弁護士)が、定期的に子どもと個別面談を行い、子どもの意見や質問などに丁寧に対応しています。また、施設が意見箱や子ども会で出された子どもの意見や要望には、回答を示しています。</p>		
Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	c
<p><コメント></p> <p>小冊子「淇陽学校で生活するあなたに」を子どもに配布し、「意見箱」、ホームページ、第三者委員(弁護士)等の活用についても説明しています。保護者や子どもが意見を述べやすい仕組みを築いていますが公表するまでには至っていません。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
<p><コメント></p> <p>苦情解決の仕組みを構築しています。子ども等に小冊子「淇陽学校で生活するあなたに」を配布し周知する共に、日常生活の中で、口頭で活用を促しています。広い施設周辺や施設空間が意見や苦情をいつでもどこでも述べやすい環境となっています。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<p><コメント></p> <p>子どもからの相談や意見箱にあった意見・要望に対しては迅速に対応しています。又、第三者委員(弁護士)が、年3回(7月・12月・3月)、子どもと個人面談を行い、結果をもとに学校に対し、改善点などの助言をしています。</p>		

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な支援の提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p><コメント></p> <p>事故発生時のマニュアル、緊急連絡フローチャート、事故報告書を作成し、事故発生時（施設特有の構内事故）対応の責任と手順を明確にしています。職員を対象に、安全確保や事故防止に関する研修を行っています。外部からの侵入者対策は監視カメラと「さすまた」を設置しています。しかし、リスクマネジメントを中心的に行う委員会等は設置していません。ヒヤリハット事例収集や発生事故への定期的な評価や見直しも行っていません。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>感染症マニュアル、感染症発生時の対応マニュアル、フローチャートを作成し、定期的に養護教諭を中心に見直しを行っています。発生時や予防対策に、施設に配置された養護教諭が専門職として関わっています。職員は年に4回～5回、近畿レベルの外部研修を受講しています。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<p><コメント></p> <p>寮は約10年前の建物であり、改築・改修等には災害を想定し、災害時における子どもの安全確保のための防災・耐震、立地などの対策を講じています。また、災害時における子どもや職員の安否確認のための方法を「宿舎での生活指導の確認事項」に定めています。職員や子どもの食料や備蓄等のリストの作成と整備が行われていませんでした。</p>		

Ⅲ-2 支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する支援について標準的な実施方法が文書化され支援が提供されている。	b
<p><コメント></p> <p>職員による子ども等への処遇に差が生じないように、毎月開催の寮母会議で一定の水準・内容を目指すための話し合いを行っています。「指導係指導計画」に、権利擁護に関する姿勢は明記していましたが、プライバシー保護に関する姿勢は明記していません。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<p><コメント></p> <p>職員や子どもから聴取した支援内容に対する意見や提案をもとに、2～3か月毎に「自立支援計画」を見直しています。</p>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより支援実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な支援実施計画を適切に策定している。	a
<p><コメント></p> <p>所定のアセスメント様式「入所児童の概要」「ケース紹介」を使って、入所後1か月以内に、寮長が子ども一人ひとりのアセスメントを実施しています。また、個人面接を通して子どもの意向を把握し、アセスメントで把握したニーズに基づいて、支援計画を策定しています。支援計画は子どもの同意を得ています。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に支援実施計画の評価・見直しを行っている。	a
<p><コメント></p> <p>自立支援計画の策定責任者を置き、計画の評価・見直しは年に1~2回、全体会議において、全職員参加し行っています。全職員が自立支援計画に関わり、特に「事故指導報告書」の内容を評価・振り返り、子どもの施設での暮らしが、安心・安全に繋がるように努めています。</p>		
Ⅲ-2-(3) 支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a
<p><コメント></p> <p>事務所設置のパソコンのネットワークシステム「入所児童の概要」を活用して、児童の支援の実施内容を「日報」、「週報」、「月報」に記録しています。職員はいつでも記録ファイルを閲覧する事が出来、すべての子どもの支援の状況を確認し合っています。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<p><コメント></p> <p>記録の保管場所・保管方法・取り扱いに関する規定を定め、職員に教育・研修で周知徹底に努めています。個人情報保護規程を定め、職員には特に、施設の関係者以外の出入りに注意するよう促しています。また、「文化祭実施要項」に写真・ビデオ撮影等の全面禁止を明記しています。</p>		

内容評価基準（41項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な支援の実施」の付加項目

A-1 子ども本位の支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮		
A①	A-1-(1)-① 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の支援において実践している。	a
<p><コメント></p> <p>子ども本位の支援・援助を目指し、積極的に生徒会活動を支援しています。また、個人目標・療育目標・専門部目標・学級目標等は子どもの意思を尊重しながら策定しています。子どもが様々な生活場面で主体的に活動出来るように、一人ひとりの子どもが健やかに自主的に生活出来るための保障と、安定した集団生活が送れるように努めています。</p>		
A②	A-1-(1)-② 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	b
<p><コメント></p> <p>子どもに、自らの出生や生い立ち、家族の状況等の事実については児童相談所と相談しながら、可能な限り伝えるように努めています。短期間の支援であるため、子どもの出生や生い立ち、家族状況の記録を整備・保管する事で成長の過程を振り返る事等は行っていません。関係者への引き継ぎは児童相談所と連携して行っています。</p>		
A③	A-1-(1)-③ 特別支援日課など子どもの行動などの制限については、子どもの安全の確保等のために、他に取るべき方法がない場合であって子どもの最善の利益になる場合にのみ、適切に実施している。	a
<p><コメント></p> <p>寮指導（特別支援日課）による指導は、児童の権利擁護の観点に基づいて行っています。寮指導については、子どもの行動を制限する事になるため、自傷・他害等悪質で切迫性の高い場合については校長の判断で対応しています。子どもは、指導に納得がいかない場合は、苦情解決制度を通して第三者委員に相談する事が出来ます。他害が認められるケースについては保護者や、場合によっては関係機関と相談しています。</p>		
A-1-(2) 権利についての説明		
A④	A-1-(2)-① 子どもに対し、権利について正しく理解出来るよう、分かりやすく説明している。	b
<p><コメント></p> <p>職員へは寮長会議で、厚生労働省発行の「児童支援運営ハンドブック」を基に、子どもの権利擁護について周知を図り、理解を深めています。子どもには、入所時に作成した小冊子「淇陽学校で生活するあなたに」を基に説明していますが、入所時のみで定期的には行っていません。</p>		

A-1-(3) 他者の尊重		
A⑤	A-1-(3)-① 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	a
<p><コメント></p> <p>職員が「共生共育をする人」として、子どもに寄り添っています。子どもたちは、学習活動、作業指導、そして様々なクラブ活動や行事等の体験場面で他者との良好な関係性を保つ事と、他者とのふれあいを通して自他を理解する事を学んでいます。地域のあすなる会と行事を通してふれあいの機会を持っています。</p>		
A-1-(4) 被措置児童等虐待対応		
A⑥	A-1-(4)-① いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	a
<p><コメント></p> <p>「淇陽学校規定集」に「淇陽学校被措置児童虐待防止マニュアル」があり、身体・心理・性的・放棄放任それぞれの虐待の種類別に記載しています。また、「虐待防止にかかる職員・職場セルフチェックリスト」もあり、児童への暴力禁止、児童への体罰や不適切行為は決して許さないとの姿勢で支援を行っています。</p>		
A⑦	A-1-(4)-② 子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>寮長・寮母会議及び職員の全体会議を必ず全員が参加出来る体制にして週1回開催しています。「寮対応報告書」に日々の対応を記載し、「事後指導報告書」で事例の振り返りと支援のポイントを職員間で共有し、今後の対応を検討しています。</p>		
A⑧	A-1-(4)-③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	a
<p><コメント></p> <p>虐待防止マニュアルも整備し、届出、通告制度についても全体会議の中で周知しています。また、年3回第三者委員の訪問により、被措置児童の虐待事例等の課題事案について意見を聞き、誠実な対応を心掛けています。</p>		
A-1-(5) 思想や信教の自由の保障		
A⑨	A-1-(5)-① 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。	b
<p><コメント></p> <p>子どもの思想・信教の自由については最大限に配慮しています。基本方針に「児童がひとりの人間として尊重され、適切な支援、援助が提供出来るよう、児童の意見・意思が表明出来、それを考慮した援助活動の出来る関係性の構築と環境づくりに努める。」としていますが、信仰の自由を保障することを明確にした文書はありません。今までに被措置児童が宗教的活動を希望した事例はありません。</p>		

A-1-(6) 子どもの意向や主体性への配慮		
A⑩	A-1-(6)-① 施設が行う支援について事前に説明し、子どもが主体的に選択（自己決定）出来るよう支援している。	a
<p><コメント></p> <p>「淇陽学校で生活する君たちに」を配布し、施設が行う支援の内容や約束毎について、また困った事があればどうすればよいかを、丁寧に説明し支援しています。イベントや買い物指導の際に子どもたちが自己決定した事を尊重し対応しています。</p>		
A⑪	A-1-(6)-② 子ども自身が自分たちの生活全般について自主的に考える活動を推進し、施設における生活改善や自立する力の伸長に向けて積極的に取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>子ども自身が毎学期の初めに寮での目標・個人での目標・専門部での目標をそれぞれ設定し、「生徒会全体集会」で発表しています。この「生徒会全体集会」で発表する事で自分自身の課題・目標が明確になり、より自主的・主体的に取り組んでいます。目標課題を毎学期の初めに設定し、この実行の成果を学期の終わりに毎学期の終わりに振り返りとして発表する事で、より一層、生活改善への取り組みが明確になり、それと共に、自立する力をより引き出す効果を得ています。</p>		
A-1-(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活		
A⑫	A-1-(7)-① 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの課題として主体的に考えるよう支援している。	a
<p><コメント></p> <p>日常生活の中での洗面・入浴、食事や掃除等の役割や内容等を子どもたちが自分たちで話し合い当番などを決めています。自由時間における余暇活動についても、共同の場面ではみんなで話し合った上で個人の意見やCD・DVDの選択権、テレビ優先権等を尊重しています。</p>		
A⑬	A-1-(7)-② 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	a
<p><コメント></p> <p>生活指導訓練費収支表（小遣い帳）を記入し、経済観念や金銭感覚が身につくように支援しています。退所を見据えての外出では、買い物支援も行っています。</p>		
A-1-(8) 継続性とアフターケア		
A⑭	A-1-(8)-① 家庭引取りにあたって、子どもが家庭で安定した生活を送る事が出来るよう復帰後の支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>退所の際には、児童相談所や関係機関と連携・協議し、家庭で安定した生活を送れるように支援しています。「家庭支援専門員の業務について」で退所準備・家庭と退所者への支援の取り組みで、保護者対応と家族への支援も行っていますが、退所に向けた特別支援プログラムはありません。</p>		

A⑮	A-1-(8)-② 子どもが安定した社会生活を送る事が出来るよう通信、訪問、通所などにより、退所後の支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>退所した子どもが安定した社会生活や、家庭生活が出来るように退所後の3年間は家庭支援専門員が定期的に訪問し様子を確認しています。また、退所した子どもが自ら来所し、ここでの生活を振り返ったり、現在の環境や生活を話していく事も多くあります。何年たっても相談出来る事も伝えています。</p>		

A-2 支援の質の確保

A-2-(1) 支援の基本		
A⑯	A-2-(1)-① 子どもを理解・尊重し、その思い・ニーズを汲み取りながら、子どもの発達段階や課題に考慮した上で、子どもと職員との信頼関係の構築を目指している。	a
<p><コメント></p> <p>小舎夫婦制を基本として運営している事で、子ども達が和やかで愛情に満ちた家庭的雰囲気のもとで日々生まれ「大切にされる体験」を積み重ね、信頼関係や自己肯定観を取り戻すように支援しています。心理職が入所児童全員に入所時面接を行い、個々の子どもの気持ちを理解し尊重し汲み取っています。職員は、日々の児童とのかかわりの中で、児童の気持ちやニーズを把握し適切なケアを実施しています。</p>		
A⑰	A-2-(1)-② 子どものニーズをみたく事出来る日常的で良質な生活を営みつつ、職員がモデルとなる事で、子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。	a
<p><コメント></p> <p>「淇陽学校で生活する君たちに」を活用し、学校の目的や日課、生活上での決まり事等を伝えています。夫婦小舎制の中、寮長・寮母が模範となり、子どもが協調性や社会性を養う事が出来るよう支援しています。</p>		
A⑱	A-2-(1)-③ 集団生活の安定性を確保しながら、施設全体が愛情と理解のある雰囲気に包まれ、子どもが愛され大切にされていると感じられるような家庭的・福祉的アプローチを行っている。	a
<p><コメント></p> <p>子ども達が和やかで愛情に満ちた家庭的雰囲気のもとで日々の生活を過ごせるように支援を行っています。寮内の小集団で調理や様々な取り組みを通じてお互いを助け合ったり励ましあったりして、欠点ばかりに目を向けずに、その子どもの良さや潜在的な可能性を見つけるような支援をしています。</p>		

A⑱	A-2-(1)-④ 発達段階に応じて食事、睡眠、排泄、服装、掃除等の基本的な生活習慣や生活技術が習得できるよう支援している。	a
<p><コメント></p> <p>子ども自身が毎学期の初めに寮での目標・個人での目標等を設定し、「生徒会全体集会」で発表することで自分自身の基本的な生活習慣や生活技術の習得に自主的・主体的に取り組んでいます。</p>		
A⑳	A-2-(1)-⑤ 多くの生活体験を積む中で、子どもがその問題や事態の自主的な解決等を通して、子どもの健全な自己の成長や問題解決能力を形成できるように支援している。	a
<p><コメント></p> <p>多種多様な経験を積む機会として、校内の環境整備や農作業（茶摘み、田植え、稲刈り、山林・栗林の除草や管理、花壇や植木の監理等）、運動系課外活動等（近畿児童自立支援施設野球大会、近畿児童自立支援施設女子バレーボール大会、近畿児童自立支援施設卓球大会、校内水泳大会、校内マラソン記録等）を実施し、自発的な活動の取り組みができるように支援しています。</p>		
A㉑	A-2-(1)-⑥ 子どもの行動上の問題を改善するために、自ら行った加害行為などと向き合う取組を通して自身の加害性・被害性の改善や被害者への責任を果たす人間性を形成できるように支援している	a
<p><コメント></p> <p>精神科の医師に月に2回、臨床心理士に月に14回の指導を受けながら、児童相談所と連携して性加害プログラム等を実施しています。同時に心理職を中心に児童相談所も交え、ケースカンファレンスを開催し、職種間で対応について検証を行っています。</p>		
A-2-(2) 食生活		
A㉒	A-2-(2)-① 団らんの場として和やかな雰囲気の中で、食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、子どもの嗜好や栄養管理にも十分な配慮を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>給食委員会を月1回開催し、行事や食育、子どもたちの嗜好、栄養のバランスを考慮して献立を立てています。また、農作業での収穫物も食事に盛り込んでいます。当番制の食事の準備・配膳・片づけや、誕生日会や様々なイベント時に子どもたちが積極的に調理に参加する機会の工夫があります。</p>		
A㉓	A-2-(2)-② 子どもの生活時間にあわせた食事時間の設定を含め、子どもの発達段階に応じた食習慣の習得など食育を適切に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>食生活は、入所児童の健全な発育及び健康の維持増進の基盤であると考え、また、団らんの場として和やかな雰囲気の中で、食事をおいしく食べられるように工夫しています。配膳や片づけ等の食事当番も各寮で取り決め、調理職員との調理教室も実施して自立に向けた食生活の実現への支援を行っています。</p>		

A-2-(3) 衣生活		
A⑳	A-2-(3)-① 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを提供し、衣習慣を習得できるよう支援している。	a
<p><コメント></p> <p>「淇陽学校で生活する君たちに」の中で服装に関して規定しています。衣類は、学校が用意しています。また、必要性や状況に応じて新しいものを準備しています。日々の登校時・寮舎時の服装についても、常に寮母が声かけや簡単な修繕の指導をしています。</p>		
A-2-(4) 住生活		
A㉑	A-2-(4)-① 居室等施設全体が、子どもの居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものにしている。	a
<p><コメント></p> <p>施設の特性上、個室は整備していませんが、冷暖房設備や個々の私物を収納できるように整備して、安全性、快適性に配慮しています。寮内は家庭的な雰囲気とゆったりとした環境で、あたたかく、安心してくつろげる空間を確保しています。</p>		
A-2-(5) 健康と安全		
A㉒	A-2-(5)-① 発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	a
<p><コメント></p> <p>被措置児童の健康を守るために寮母や養護教諭が定期的に健康チェックを行い、校医が定期的な健康診断や予防接種を行っています。また、養護担当職員が、健康で安全な生活を営み、たくましい実践力を持つ児童を育てることを目標に、寮舎と連携を図り、自分の体を自分で管理できるよう子どもの健康管理や健康増進に取り組んでいます。</p>		
A㉓	A-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	a
<p><コメント></p> <p>養護担当職員が感染症マニュアル等の作成や児童の定期的な健康状況の把握を行っています。「保健指導計画」には、1. 健康診断の計画と実施、2. 保健指導、3. 予防接種関係、4. 通院関係があり、医療や健康に関して職員間で話し合い、子どもの健康への取り組みを実施しています。</p>		
A-2-(6) 性に関する教育		
A㉔	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達段階に応じて、異性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
<p><コメント></p> <p>「性教育の取り組みについて」で「思春期の心、望ましい男女交際、責任と思いやり、妊娠・出産・中絶、性の病気と予防、命の連鎖」のカリキュラムがあり、正しい知識や関心が持てるように支援しています。また、性加害が主訴で入所した子どもに関しては、児童相談所と連携し個別に性加害プログラムを実施していますが、外部講師を招いて職員や子どもに対しての学習会は実施していません。</p>		

A-2-(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		
A②⑨	A-2-(7)-① 子どもに暴力、不適応行動、無断外出などの行動上の問題があった場合には、関係のある子どもも含めて適切に対応している。	a
<p><コメント></p> <p>行動上の問題のある子どもについては、職員間で情報を共有し、緊急事態に対する対応マニュアルや緊急連絡体制も整え、無断外出等の緊急事態にも対応しています。不審者の侵入についても対策を行い、地域の警察の地域安全課、刑事課、安全課と連携しています。</p>		
A③⑩	A-2-(7)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で徹底している。	a
<p><コメント></p> <p>施設内の子ども間の暴力やいじめ、差別が生じないように、「寮対応と寮指導の区分について」を作成し、対応を平準化しています。児童相談所とも連携し、暴力防止に向けての支援を行い、寮対応、寮指導報告書に記録し、職員間で共有しています。</p>		
A③⑪	A-2-(7)-③ 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努めている。	b
<p><コメント></p> <p>正門・裏門に監視カメラを設置し、警察、児童相談所とも連携を図り、子どもの安全を確保出来るよう対応していますが、マニュアルは策定していません。</p>		
A-2-(8) 心理的ケア		
A③⑫	A-2-(8)-① 被虐待児など心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>週14時間勤務の非常勤心理士を配置しています。心理職によって入所児童全員への面接を実施し、性・暴力についての教育面接も行っています。必要な児童には、性暴力加害教育プログラムを実施しています。心理士は全体会議や指導課会議に出席し、心理的な支援に対して、職員がどのように対応すれば良いかや、寮担当の職員への個別指導への助言を行っています。</p>		
A-2-(9) 学習・進学支援、進路支援等		
A③⑬	A-2-(9)-① 学習環境の整備を行い、個々の学力等に応じた学習支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>学校教育導入後の淇陽学校としても、小・中学校と密接に連携して寮学習に取り組んでいます。また、漢字検定や英語検定にも、目標と自信を持って取り組み努力しています。京都BBS会のボランティアの協力を得て和やかな雰囲気の中で不得意な科目に挑んだり、更に上を目指して学習し、学習能力の向上と共に意欲の向上につながっています。</p>		

A③④	A-2-(9)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの能力や適性に合った進路の決定を行うために、進路決定支援計画が中学校との連携のもとに、児童相談所、寮担当職員、保護者や原籍校も交えた懇談を年2回実施して児童や保護者の意見を尊重し決定しています。子どものニーズに応じた進路支援を行っています。</p>		
A③⑤	A-2-(9)-③ 作業支援、職場実習や職場体験等の機会を通して、豊かな人間性や職業観の育成に取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>作業支援には班別作業として、農業班で水田・畑・茶畑の管理、山林土木班で山林、栗林の管理や校内土木作業や茶園管理、園芸班で花壇や植木類の管理があります。また全校作業として夏期日課中の下草刈りやグラウンドの整備等や、田植えや稲刈り、茶摘み、校内行事前の校内整備等も行い、種々の作業を通じて、力をあわせて働く共同の精神と責任感も養っています。また、中学1・2年生は職場体験学習も実施し、働く体験を積み重ねています。</p>		
A③⑥	A-2-(9)-④ 施設と学校との親密な連携のもとに子どもに対して学校教育を保障している。	a
<p><コメント></p> <p>平成27年度より学校教育が実施され、原籍校とも連携して子どもの学習や進路等の支援を行っています。「淇陽学校としての学習支援の取組み」の《寮学習》で、必要に応じて年に数回、淇陽学校と桜が丘中学校との合同運営会議を開催し、密接に連携しています。授業には児童自立支援専門員等の福祉職も参加し、原籍校とも情報共有を図りながら進路についても検討し、支援を行っています。</p>		
A③⑦	A-2-(9)-⑤ スポーツ活動や文化活動を通して心身の育成を図るとともに、忍耐力、責任感、協調性、達成感などを養うように支援している。	a
<p><コメント></p> <p>「淇陽学校としての学習支援の取組み」のクラブ活動では、野球・バレーボール・駅伝、水泳指導、マラソン記録会、卓球等があります。(また、太鼓や陶芸、お花等の文化活動も行っています。子ども一人ひとりが自主性や自発性を持って種々のスポーツ・文化活動に取り組み、目標を持って参加し、最後までやり通せるように励んでいます。職員は、一緒に参加しながらあたたかく見守り支援しています。</p>		
A-2-(10) 通所による支援		
A③⑧	A-2-(10)-① 地域の子どもの通所による支援を行っている。	—
<p><コメント> 評価外</p>		

A-2-(11) 施設と家族との信頼関係づくり		
A③⑨	A-2-(11)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	b
<p><コメント></p> <p>保護者との面談を毎月実施して信頼関係が構築できるように努め、年間最大行事の「淇陽文化祭」では、保護者の参加を積極的に促しています。子どもの日常生活の様子や校内行事、児童一人ひとりの目標等は毎月定時発行の「杉の子」に掲載しています。家庭支援専門相談員はいますが非常勤です。また、苦情解決の仕組みのマニュアルはありますが、保護者による不適切な対応についてのマニュアルはありません。</p>		
A-2-(12) 親子関係の再構築支援		
A④⑩	A-2-(12)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>親子関係の再構築や、家族機能の再生や家族の再統合へのサービス資源の提供や支援を行っています。「淇陽学校で生活する君たちに」で、面会や外出、一時帰宅について規定し、個別に支援をしています。しかし、親子が必要な期間一緒に過ごせるような宿泊設備を施設内に設置はしていません。また家族療法事業は実施していません。</p>		
A-2-(13) スーパービジョン体制		
A④⑪	A-2-(13)-① スーパービジョンの体制を確立し、施設の組織力の向上に取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>国が定める基幹的職員を平成29年度から配置し、「近畿児童自立支援施設心理職連絡会」にも参加しています。職員一人ひとりが問題を抱え込まないようにいつでも相談できる体制にしてスーパーバイザーとしての役割を果たし、施設全体の支援の質の向上に取り組んでいます。</p>		